

平成26年定例会

予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

1. 議案第123号「平成26年度三重県一般会計補正予算(第1号)」
..... 1
2. 議案第124号「三重県特別会計条例の一部を改正する条例案」
..... 4

(所管事項説明)

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に
基づく報告について 別添

平成26年3月
農林水産部

(議案補充説明)

1 議案第123号「平成26年度三重県一般会計補正予算(第1号)」

1 補正予算について

一般会計総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	補正後の 予 算 額
一般会計	35,138,934	481,628	35,620,562
農林水産業費	34,426,794	481,628	34,908,422
災害復旧費	712,140	0	712,140

一般会計事業別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予 算 額
一般会計	35,138,934	481,628	35,620,562
非公共事業	18,182,461	481,628	18,664,089
公共事業	16,956,473	0	16,956,473
国補公共事業	11,556,109	0	11,556,109
直轄事業	2,060,064	0	2,060,064
県単公共事業	2,091,901	0	2,091,901
受託公共事業	536,259	0	536,259
災害復旧事業	712,140	0	712,140

平成26年度三重県一般会計補正予算(第1号)補正項目一覧表

(単位:千円)

項	目	事業名	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正の概要
農業費	農林漁業 経営体育成費	農業経営基盤強化促進事業費	45,872	481,628	527,500	今冬の大雪による被災農林業者の経営の継続を緊急的に支援するための「被災農業者向け経営体育成支援事業」を追加。

2 大雪による農林業の被害状況について

2月14日の大雪により、県内の農林業に大きな被害が発生しました。

被害額は、3月28日現在で、農林業施設が8億2,539万7千円、農林作物が1億2,907万1千円、総額で9億5,446万8千円にのぼっており、そのうち農業用ビニールハウスの被害が全体の86%を占めています。

<被害の内訳>

(1) 農林業施設被害

施設	品目	件数	面積 (ha)	金額 (千円)
ビニールハウス	野菜 (イチゴ、トマト、メロン、小松菜他)	252	9.64	503,553
	果樹 (ブドウ、カンキツ、ナシ他)	38	4.39	84,280
	花き	13	0.46	27,344
	育苗施設	80	2.59	168,455
	きのこ (しいたけ)	36	0.86	33,415
	計	419	17.94	817,047
獣害防止施設	侵入防止柵	82	0.25	8,350
施設 計		501	18.19	825,397

(2) 農林作物被害

品目	面積 (ha)	金額 (千円)
野菜 (イチゴ、トマト、メロン、青ネギ、小松菜他)	10.88	94,641
果樹 (カンキツ、ブドウ、ナシ) ※樹体を含む	2.81	17,370
花き	0.38	15,810
きのこ (しいたけ)	0.26	1,250
農林作物 計	14.33	129,071

3 被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について

今冬の大雪により農業用ハウス等に被害を受けた農業経営体等の経営再建に向け、国の事業を活用した支援に取り組みます。

(1) 事業の内容

① 農業用ハウス等の再建・修繕に対する補助

市町への補助率 7/10 以内 (国 1/2 以内、県 2/10 以内)

- ・ 県は、2/10 を上限に、市町の補助率と同率を負担します。
- ・ 農業経営体等への補助率は、市町が 2/10 補助する場合、9/10 となります。

② 倒壊・一部損壊した農業用ハウス等の撤去に対する補助

市町への補助率 3/4 以内 (国 1/2 以内、県 1/4 以内)

- ・ 農業経営体等への補助率は、市町が 1/4 補助することで、10/10 となります。
- ・ 撤去後、再建したハウスもしくは撤去後の農地において、営農を再開・継続する農業経営体等が補助対象となります。

(2) 事業実施期間

平成26年度

(3) 事業実施主体

市町(補助対象は、市町から被災証明等を受けている農業経営体等)

(4) 補正予算額

481,628千円(内訳:国費341,475千円 県費140,153千円)

(参考) 予算額の積算基礎

①農業用ハウス等の再建・修繕に対する補助

614,176千円(要望額)×7/10(国1/2、県2/10)=429,923千円

②倒壊・一部損壊した農業用ハウス等の撤去に必要な経費に対する補助

68,274千円(要望額)×3/4(国1/2、県1/4)=51,205千円

③被災農業者等の経営再建に向けた県支援活動費(国1/2、県1/2)

旅費等 500千円

合 計

481,628千円

(財源内訳:国費341,475千円 県費140,153千円)

(議案補充説明)

2 議案第124号「三重県特別会計条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）（以下「農業構造改善推進法」という。）」等により、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」及び同法施行令が廃止されることに伴い、三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計に係る規定を整理するものです。

2 改正の経緯

平成26年4月1日の農業構造改善推進法の施行に伴い、

- ① 就農計画の認定主体が県から市町に移管される
- ② 就農施設等資金の貸付主体が県から株式会社日本政策金融公庫に移管される

こととなります。

また、併せて、三重県特別会計条例に引用している政令が廃止されますが、同法の施行後においても、従前の就農施設等資金について、県から三重県信用農業協同組合連合会等への貸付けができる経過措置が設けられます。

3 改正内容

経過措置に対応して、県からの就農施設等資金の貸付けができるよう、三重県特別会計条例の別表第一を新旧対照表のとおり改正します。

4 施行日

平成26年4月1日

○三重県特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
別表第一(第一条関係)		別表第一(第一条関係)	
名称 (略)	設置目的 (略)	名称 (略)	設置目的 (略)
三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計	農業の構造改革を推進するため の農業経営基盤強化促進法等の 一部を改正する等の法律の施行 に伴う関係政令の整備等及び経 過措置に関する政令(平成二十 六年政令第九十五号)第一条の 規定による廃止前の青年等の就 農促進のための資金の貸付け等 に関する特別措置法施行令(平 成七年政令第二十一号)第一条 第二項に規定する資金(以下「就 農施設等資金」という。)の貸 付事業及び農業改良資金融通法 (昭和三十一年法律第百二号) に基づく農業経営の安定と生産 力の増強に必要な資金の既存貸 付金に係る償還管理の円滑な運 営及びその経理の適正を図る。	三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計	青年等の就農促進のための資金 の貸付け等に関する特別措置法 施行令(平成七年政令第二十一 号)第一条第二項に規定する資 金(以下「就農施設等資金」と いう。)の貸付事業及び農業改 良資金融通法(昭和三十一年法 律第百二号)に基づく農業経営 の安定と生産力の増強に必要な 資金の既存貸付金に係る償還管 理の円滑な運営及びその経理の 適正を図る。
(略)	(略)	(略)	(略)

